

令和元年 第12回
教育委員会定例会会議録

令和元年12月10日（火）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2533号

令和元年第12回定例会

日 時 令和元年12月10日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	田 谷 克 裕
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	薩 田 知 子
	委 員	中 村 博

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	村 山 正 一
	教育企画担当課長	加 藤 豊
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教 育 総 務 係	藤 田 希代美

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 令和元年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について
- 2 令和2年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について
- 3 通級指導学級(中学校・難聴学級)の新規開設について
- 4 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第2 教育長報告事項

- 1 令和元年第4回港区議会定例会の質問について
- 2 令和2年度港区立幼稚園園児募集結果について
- 3 令和元年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

- 4 幼児・児童・生徒の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会観戦について
- 5 令和2年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について

「開会」

○教育長 ただいまから令和元年第12回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、中村委員をお願いいたします。

○中村委員 はい、分かりました。

○教育長 よろしく申し上げます。

日程第1 審議事項

1 令和元年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。議案第83号「令和元年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」説明をお願いします。

○教育長室長 それでは、議案第83号「令和元年度港区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書について」ご説明をさせていただきます。

前回の教育委員会でもこちらの方を審議事項として上げさせていただきましたが、資料の方に不備があり、今回に遅らせていただきまして大変申し訳ありませんでした。その後、資料の内容について再度確認をいたしまして、本日改めてお諮りさせていただきたいと思っております。内容については前回説明させていただいておりますので、ペンディングとなったところを中心に改めてご説明をさせていただきます。

それでは、初めに11ページのところの「特別支援教育体制の整備」の事業をご覧ください。こちらは、医療的ケア児が安心して学校生活を送るための受け入れ方法ですとか、発達障害児への支援の充実などについて検討し支援を行っている事業でございます。第三次評価といたしまして、11ページの下段になりますが、医師や関係機関とも連携し、児童にとって最善と思われる提案をし、また保護者が選択したことに対しては、よりよい環境で教育が受けられるよう支援していく必要があるということで、幅広い障害児への支援を今後も続けていくようにという評価をいただいております。

これを受けまして、14ページ「今後の取組の方向性」です。まず、こちらの考え方としては、都立特別支援学校への送迎の継続ですとか、スクールカーの運用、また介助員の配置方法、中学校の難聴学級の設置、高輪地区での特別支援学級の設置など、解決すべき課題がまだ残っております。これらの課題について考え方を整理、検討を行っていく必要があるため、港区における障害児支援のあり方検討会で議論を深めていくということです。

具体的な方向性としては、以下にあります4点ですが、まず「スクールカーの運用」では、運転手

等の人材確保も難しく、保護者からの期待も大きく、利用者の増加が今後見込まれるため、スクールカー送迎事業の充実に努めていく。

2番といたしまして「介護員の配置方法の検討」ですが、多くの学校から介助員の確保が困難であるという回答があることから、学校の負担が減るよう、介助員の配置のあり方について引き続き検討をしております。

3番の「中学校の難聴学級の設置」ですけれども、令和2年4月に御成門小学校に設置している「ことばときこえの教室」の中で、中学校の難聴学級の設置を予定しています。

4番の「高輪地区での特別支援学級の設置」については、5地区の中で、高輪地区以外の小中学校には、特別支援学級、知的障害の学級が設置されていることから、こちらの高輪地区での開設について今後も引き続き検討をしていくということで方向性を示させていただきました。

次に15、16ページの「ICTを活用した教育の推進」ですけれども、16ページの下段の三次評価のところで、全校一律に行う取り組みと、各学校の特性を生かした取り組みの両方を推進していく必要がある。特に各学校の特性を生かした取り組みについては、教員同士が学習教材や効果等について共有できるよう働きかける必要があるということと、児童・生徒が何のためにICTを使用するのか目的を明確にして使用できるよう、リテラシー等についても引き続き指導していく必要があるという評価をいただきました。

これを受けまして、19ページになりますけれども「今後の取組の方向性」です。三次評価等を受けまして、内容的には同様ですが、全校一律に行う取り組み、各学校の特性を生かした取り組みの両方を推進していくとともに、児童・生徒のリテラシーの指導について以下の方向性のもとに行っております。

まず1番としては「ICTを活用した授業の充実」。それから2番といたしまして「ICT機器等の充実」。3番としまして「教員のICTを活用した指導力の向上」。4番として「ICTを活用した校務の効率化」。5番として「ICT環境の整備の推進」。こちらの五つの取り組みの方向性のもとに、評価いただいた点を含めて今後とも推進をしていくということでまとめさせていただいております。

私の方からの説明は以上ですので、よろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第83号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第83号については原案どおり可決することに決定いたしました。

2 令和2年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について

○教育長 次に議案第84号「令和2年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは、教育委員会議案資料ナンバー2に沿って説明させていただきます。タブレット番号3分の2をご覧ください。「令和2年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について」です。

港区立生涯学習センター条例第4条及び港区立生涯学習館条例第4条2項の規定に基づきまして、港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館を臨時休館するというものになります。

項番1の「臨時休館日」です。記載のとおりの内容になります。補足ですが、生涯学習センターの休館日は年末年始、12月29日から1月3日、その他臨時休館日となっております。青山生涯学習館の休館日は日曜日、国民の祝日及び振替休日、年末年始、その他臨時休館日となっております。今回は、この「臨時休館日」についてご審議いただくものとなっております。

項番2につきましては臨時休館の「理由」になります。設備保守点検、定期清掃及び障害学習センターのみですがピアノ調律を行います。

次のページをおめくりください。タブレット番号3分の3です。この参考資料は各月の臨時休館日に行う予定の作業となっております。

前のページにお戻りください。項番3は「告示日」です。令和元年12月17日を予定しております。

項番4「利用者への周知方法」は記載のとおりとなります。

説明は以上です。ご審議の上、ご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、採決に入ります。議案第84号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第84号については原案どおり可決することに決定いたしました。

3 通級指導学級（中学校・難聴学級）の新規開設について

○教育長 次に議案第85号「通級指導学級（中学校・難聴学級）の新規開設について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは教育委員会議案資料のナンバー3をご覧ください。1枚おめくりいただけますでしょうか。ナンバー3-2の方をご覧ください。審議内容は、聴覚障害のある生徒への教育的支援体制の充実を図るため、令和2年4月より中学校へ新たな通級指導学級（難聴学級）を開設いたします。

1の「経緯、背景」です。今現在、区内の小・中学生で、小学校で6名、中学校で1名が難聴学

級を利用しております。学校教育法施行規則第73条の22、これは他校通級のことが規定されているものです。これに基づきまして、小学生につきましては御成門小学校の難聴学級に通級をしております。ただし、中学校の方は港区に難聴学級がございませんので、大田区との協議によりまして、区内の中学校に在籍したまま大田区まで通級しているものでございます。大田区立の御園中学校というところになります。大田区の西蒲田8-5-1という住所になります。駅で言いますと、蒲田駅から歩いてもすぐのところでございます。週1回程度通級しているものでございます。

表をご覧くださいますと、小学生の構成を記載してございます。中学生については今現在、3年生ですけれども1名いるということで、大田区に通級している方。欄外のところですが、ほかに港区在住で区立小学校以外に通学している6年生が1人、中学校の難聴学級通級を予定しているものでございます。

2の「事業内容」のところです。「対象者」は区民で中学校に在籍し、難聴学級に通級する生徒です。「実施時期」については令和2年4月1日。「実施手法」としましては、御成門小学校に設置しております「ことばときこえの教室」内に中学校の難聴学級を設置いたします。

3番「効果」です。区内に難聴学級を設置するということで、現在御成門の「ことばときこえの教室」に通級している児童に対しまして、今後は小学校から継続して教育的支援の充実を図ることが出来ます。なお、難聴学級の開設に当たりましては、御成門小学校のスペースを共有することになりますので、机またはパーテーションなど必要最小限の備品の購入により対応が可能となっております。

4番「今後のスケジュール」です。12月18日に東京都による難聴学級新設に関するヒアリングがございます。1月以降、対象児童・生徒の保護者への開設の説明を行います。令和2年4月1日から開設を予定しているものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますよう、お願いいたします。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対しまして、ご質問、ご意見をお願いいたします。

○**薩田委員** 御成門小学校で「ことばときこえの教室」を今現在やっていますけれども、そこに中学校もということで、パーテーションとか机だけで対応が可能ということなのですが、スペースは十分というか、小学生のところに入って問題は特にないのでしょうか。限られているといいますか、決まりがあるのでしょうか。中学の通級をつくるに当たってこの様にやらなければならないというようなことがあるのでしょうか。それをクリアしてのことなのでしょうか。それでも。

○**学務課長** 今回開設するのが、各児童・生徒が週1回程度通級するということで、一度に集まってという指導のスタイルはとってございません。スペースについては特に大きな問題はないというように考えているところでございます。

○**薩田委員** ありがとうございます。

○**教育長** ほかにいかがでしょうか。

教員の体制はどこにも書いてないね。説明もなかったし。

○学務課長 今、教育指導課の方で東京都と調整をしているところでございます。現時点でまだ結論が出てございません。申し訳ございません。

○教育指導課長 この学級の設置は、確実に認可されてからではないと教員の補充について都と協議ができないというところがあります。小学校と違って中学校で難しいのは英語の発音なのです。港区は小学校から始めているのですけれども、単語の種類がどんどん増えてきて専門的な言語についての理解がないと指導がしづらいということで、そういう方が1名来ていただきたいという強い希望を持っています。あとは、高校でも何でもほかの教科のもので慣れている方であればいいかなと思っているところです。

また、補足ですけれども、たまたま御成門小学校の教員の中に中学校の免許を持っている者もいるので、その方に協力を得たりですとか、もし学級ができれば小学校の英語の発音の仕方についても指導の充実ができるかなというところで、一緒の教室であるメリットはそこに出されると思っています。ただ、専門性の高い人を探るとするのは非常に難しいというのが現状でございますので、これから都との協議に入っていきたいと思っています。

以上です。

○教育長 そうすると、その設置が前提に当然なるのだと思うのだよね。そのスケジューリングはこういうふうになっているのですか。

○学務課長 18日に東京都のヒアリングを行った上で、このヒアリング自体は6月の港区からの申請を受けてのヒアリングという形になりますので、ほぼ確定という形でうちの方は想定して動いているところでございます。

○教育長 これは正式に文書か何かで「設置可」というような文書が来るのですか。

○学務課長 うちの方で申請したものに対して「決定」という形で文書が当然来るものと考えております。後ほど確認させていただきます。

○教育長 そうじゃないと、次のステップの、その教員の確保が動けないと思いますので。

○教育指導課長 内示の段階で人事要求はできるようになりますので大丈夫です。

○教育長 それは滞らないようにやってください。

○教育指導課長 入級をするというふうにしっかり言っていないと学級もできないので、入級希望者がちゃんと確定しないと、人数が決まらなないと教員の配置も決まらなから、そこもとても重要です。あわせて、通級指導学級については、私立に行っているお子さんも入級することができるので、私立の学校の校長の方と、国立に行っているお子さんでも構わない訳なので、また、港区外で、港区の近くで言うと千代田とかそういうところでも、難聴を受けたい、今までほかで遠かったのが、港区にできることによって近くに来るのだよということについても協議をして、受け入れることができるので、そこもあわせてちゃんと広報をしていきたいというふうに思っているところです。

以上です。

○教育長 2の「事業内容」の(1)が「区民で」となっているじゃないですか。今の発言だと、

そこは「区民」ではなくてもいいということになりますか。

○学務課長 港区在住の方で他区の私立に行っている方でも受け入れることができると。住んでいるのは、あくまでも港区の区民の方になりますので。

○教育長 そうではないですよ、今の教育指導課長の発言は。

○教育指導課長 大田区が港区の子を受け入れたように、他区であっても教育委員会同士の協議で受け入れることは可能です。なので、品川区には難聴学級があるのですが、協議を拒否されたので、品川区に通うことはできていないのです。そういうこともありますので、港区としてはゆとりがあるかぎり、定員いっぱいでないかぎり是他区の方を受け入れる用意は今のところある。それによって教員の定数が増えるのであれば、それはメリットです。しかし、教室が満杯で受け入れても指導が十分にできないのに受け入れるのは、それはもう非常に厳しい状況なので、そういったことについてはやはり教育委員会として判断をしていくことになると思います。

○教育長 それが、1の経緯や背景のところに書いてある「学校教育法施行規則第73条の22」なのでしょう。そうすると、それを受けてだと、2の(1)の表現は変えないといけないのではないですか。原則はこうだけれども、例外として、この施行規則に基づく者も受けられるという形に。

○学務課長 記載については改めさせていただきます。

○教育長 あわせて記載なのだけれども、4の「今後のスケジュール」の今日の教育委員会は「報告」ではなくて「審議」ですから。

○学務課長 申し訳ありません。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 参考までに、中学生で1名大田区に通級しているというのは、これはどういう形で。交通手段とか。

○教育指導課長 御成門中のお子さんで、電車で京浜東北線を使って通われているということで、往復自分で行きますので、結構ロスタイムが大きいのがそのお子さんの悩みというところになります。ただ、受け入れる学校の方もなるだけ遅い時間にしてくださっているんで、その日は例えば給食を食べ終わってから行くとかというような配慮はしてもらっているところがございます。以上です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 そうすると、本区でこういう学級を持つということは非常にその対象の生徒のためにはいいことですね。分かりました。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○中村委員 これは質問になってしまうのですが、難聴学級専用の教員というのがいるのですか。難聴学級しか見ないという。それとも、その当該御成門小の教諭が適宜見ているのか、その辺はどうなのですか。

○教育指導課長 当然その指導するための免許をお持ちの方をこちらとしてはお願いをする。要するに、都立のろう学校とかあります。そういうところでやっていた方で区市の方に人事異動で来る

方がいらっしゃることもあります。もともと、ろう学校での指導免許を持ちながら通常の小学校の教員をやっている方もいらっしゃるの、そういう方たちが適宜異動してきて、籍を変えて、通常の学級ではなくて、特別支援学級に来るということで、とにかく免許はお持ちの方が来るというのが大前提です。

○中村委員 御成門小学校にはそういう教員の方がいらっしゃるのですね。

○教育指導課長 はい。

○中村委員 その先生が専門で見ているということですね。

○教育指導課長 はい。

○中村委員 免許は持っていない方もいるのですね。

○教育指導課長 はい。ただ、お手伝いとして、免許を取っていないけれども、これからそっちの方向の勉強をしたいという方が、そういった免許を持っている方の指導を受けながらやって、夏に大学で免許を取って、新たに取得していくという方も大勢いらっしゃいます。

○中村委員 はい、分かりました。不勉強で、申し訳ありません。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第85号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第85号については原案どおり可決することに決定いたしました。

4 港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に議案第86号「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○教育指導課長 では資料ナンバー4、議案第86号「港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正する規則について」ということで、資料は大きく資料4-3と参考資料までございます。まず概要4-3を使ってご説明差し上げたいと思います。

特別区人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告に基づきまして、港区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部の改正を議会で行いました。それに伴いまして、港区幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則の一部を改正しなければなりません。つまり、給与表があるのですけれども、その給与表のところで、教諭から主任教諭とか副園長ですとか園長に移った場合にどこの給与表に飛ぶのかということを明確にしていかないと、この給与表が変わるたびに修正をしなければならないということで、今回その修正を図るものです。あわせて規定の整備を行うこととなります。対応表につきましては、この2枚目の資料、資料4の方で実際に表がお配りしてあるのと、あまり意味をなさないのですけれども、4-2が新旧対照表ということでついてご

ざいます。これを見ただけでは分かりませんので、参考資料ということで、先程の繰り返しになりますが、例えばこの参考資料の下の方にありますように、教諭で第1級の49号の給与、26万6,100円をもらっていた者がいたとすると、この方が主任教諭になったときにどの給与になるのかということを確認していくということなんです。この場合は例にありますように、主任教諭は2級になりますので2級の9号、27万7,200円ということで、この移行の額の算定の仕方がございまして、ちょっと複雑なので詳しくは申し上げにくいのですが、そういった形でしっかり対応表をつくっていくこととなります。その対応表が先程申しました新旧対照表ですとか、この文章にもありますような表ということになります。

説明は以上になります。「施行日」が令和2年1月1日ということで、これに基づいて今後給料が支払われるということになります。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○**教育長** 説明は終わりました。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見をお願いいたします。

○**中村委員** ちょっと問題点の指摘というか、確認なのですが、要するにこれまでは昇給した場合の号給が新しいステージのどこの号給に行くのが規則上明確ではなかったということですか。

○**教育指導課長** これまでもこのような対応表がありましたが、給与そのもののベースが変わったものですから、どこからどこへ行くかということとそれを合わせて細かく修正をしなければならない。今回その修正が入っているので改めて決定をお願いしているという意味でございます。

○**中村委員** どこからどこに行くのかというのは書いてあったのだけれども、もともとの給与の額が変わったから、その号給がこれまでどおりではまずいから、そこを修正するという意味ですか。

○**教育指導課長** はい。

○**中村委員** 分かりました。

○**教育長** これは、参考資料の1級の49が昇格すると2級の9になるとなっているではないですか。これではなくて、これはこういうふうな昇格のときは変わるのですよというやつなのだけれども、今回の変わったところの9号給でやった方が分かりやすかったのではないですか。金額的に言うと、この下線が引いてあるところが変わった訳でしょう。今までだと9号でこう行ったのが、今回給与表がこう変わったのでこういうふうになりますよと。そうじゃないと、中村委員が言ったような質問が出てきちゃうのだよね。

○**教育指導課長** はい、そうですね。副園長のところの46、47、48というあのあたりが実は金額が微妙に変わっておりますので、ここの金額が入っていると読みやすいのですけれども。

○**教育長** 金額の変わったところを比較しながら書いてくればいいです。

○**教育指導課長** はい、申し訳ありません。

○**教育長** これはすごく分かりかりづらいのですよね。中村委員が最後に言っていたように、号給というよりは給料月額、この参考資料の下の方の表を見ていただくと、1級の49号給だった人が26万6,100円もらっていた。昇格することによって、2級への昇格の際に9,200円

が加算されるのですよね。それで27万5,300円になるので、27万5,300円が一番近い、しかも上の方となると、右側に動いて2級の8号給でもなくて、10号給でもなくて、9号給になっていくという見方ですね。この給料月額がこの前の条例で改正されたので給料ベースがみんな変わってしまった。それで号給をもう一回変えていかないと直近上位のところではなくなってしまうということなのです。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第86号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第86号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 教育長報告事項

1 令和元年第4回港区議会定例会の質問について

○教育長 次に日程第2、教育長報告事項に入ります。「令和元年第4回港区議会定例会の質問について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは、報告資料ナンバー1の方をご覧ください。「令和元年第4回港区議会定例会の質問について」です。今回、代表質問では4名の方、一般質問では5名の方からご質問をいただいておりますので、いくつかピックアップしてご紹介させていただきます。

それでは、3ページをご覧ください。まず、自民党議員団を代表して、ゆうき議員から「キャリア教育の推進について」ご質問をいただいております。質問要旨は、筭小学校での取り組みを受けて、こうした取り組みを小学校段階から行うことが学ぶことと自分の将来とのつながりを見通せ、子どもたちが自分の可能性を引き出し、豊かな人生を実現することが効果的である。キャリア教育に対する取り組みをさらに推進していただきたいが、教育長の見解はということでの質問でした。

答弁内容では、2段落目の後半になりますが、小学校段階から働くことへの理解を深めるため、企業等と連携をし、職業に関する体験を今、行っております。各校に筭小学校を初めとしたさまざまな取り組みを紹介するとともに、多様なキャリア教育が展開されるよう取り組んでまいりますと答弁いたしております。

続いて4ページをご覧ください。みなと政策会議から清家あい議員の代表質問です。「世界に羽ばたく人材の育成について」ということで、質問要旨といたしましては、国際化教育を進めてきていますが、実際にニーズが高いのは、国際バカロレア校や区内に多数あるインターナショナルスクールとの連携や交流ではないか。今後、国際交流など色々な形での留学支援を行ってほしいと思うが、世界に羽ばたく人材を育成するため、どのようにしていくのかというご質問です。

答弁では、小学生1年生からの国際科の導入など、今、区が行っている国際理解教育等の紹介を行った後、下から2段落目になりますが、若者への留学支援を行う官民協働プロジェクト「トビタテ！留学ジャパン」のプログラムを中学校で紹介をし、国際的な視野で物事を捉え、解決を図ろう

とする意欲を育ててまいりますということで答弁をいたしております。

次に5ページの下段、公明党議員団の丸山議員からの代表質問です。質問は「幼児期からの特別支援教育の推進」ということで、要旨ですが、来年4月に、これは区長部局ですが、区立児童発達支援センターが開設されます。こちらと連携をして、教育委員会と福祉部局の連携を一層強化し、就学前後で切れ目のない特別支援教育の推進が期待される。幼児期からの特別支援教育の推進に教育委員会としてどのように取り組んでいくか、教育長の見解を伺うというご質問です。

答弁といたしましては、区長部局との連携を強化し、安心して学校生活を送れるよう、就学先で必要な教育的支援を検討してまいります。教員の特別支援教育に関する専門性を向上させるため、研修会を行って、児童発達支援センターの作業療法士などの専門職を講師として招き、発達障害児の運動特性や、遊びを中心とした作業活動の研修など、教員の専門性をさらに高める取り組みを行ってまいりますと答弁をいたしております。

最後に、一般質問で土屋議員から「教育長としてのこれまでの取組と今後の取組について」ということで、教育長への質問がございました。長いので後程ご覧いただきたいと思いますが、教育長の方では、引き続き現場を重視し、区民そして区議会の皆様のご理解、ご協力を得ながら魅力ある教育施策の推進に全力で取り組んでまいりますということで答弁をいたしております。

私の方からの説明は以上とさせていただきますので、またご一読いただければと思います。以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

2 令和2年度港区立幼稚園園児募集結果について

○教育長 次に「令和2年度港区立幼稚園園児募集結果について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは「令和2年度港区立幼稚園園児募集結果について」ご報告をいたします。資料ナンバーの2をご覧ください。

令和2年度の園児募集につきましては、当初受付としまして11月26日、27日、28日に申し込みを受け付けております。表の合計の年齢別の内訳のところをご覧くださいと思います。

3歳児では415名の募集定員に対しまして373名の応募がございました。表の中の網掛けの部分は応募が定員を超えて抽選となった幼稚園でございます。当初受付では3歳児で4園、それから4歳児で1園、南山幼稚園が抽選となっております。

昨年度は当初・追加受付を合わせまして3歳児で6園が抽選となりましたので、抽選対象となった園については減少してございます。なお、この表には載っておりませんが、他の園の5歳児につきましては定員に十分余裕がございますので、今回の一斉募集ではなくて、今後随時募集を行ってまいります。

なお、3歳児の応募倍率は募集定員415名に対して373名ということで、倍率で言いますと

約0.9倍。昨年度については募集定員が415名に対しまして応募としましては454名ということで、応募倍率にすると1.09倍となります。比較しますと倍率も下がってございます。

抽選に漏れた補欠の登録者ですが、全て連番で補欠番号をつけまして、その人数が表の中で一番右の数字になります。空きが出次第、順次また繰り上がっていくという形になります。

4歳児につきましては、募集定員が195名に対しまして応募人数が79名となっております。補欠登録者は5名となっております。今後、抽選を行った園で転出、または私立幼稚園・保育園に行かれる方によって入園辞退が生じます。その場合、定員を下回った場合については、随時補欠登録の順番により繰り上げになってまいります。

参考までに、昨年度65名の補欠の登録者がおりましたが、4月7日時点で52名、6月12日時点で30名となっております。補欠登録者としての繰り上げを待ちながら、ほかの定員に空きがある区立幼稚園を併願することも可能となっております。

説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました、ご質問をお願いいたします。

二つ質問なのですが、一つ目は、当初受付をしている人が、ここはいっぱいになったのでとって、ほかの園を追加受付でそちらの方を応募されるという方もいるのですか。

○学務課長 おっしゃるとおりでございます。決まらない、いっぱいであることができなかった場合はほかの園についても複数応募することが可能です。

○教育長 そうすると、この追加受付、12月6日の12名の中には、この当初受付の26、27、28日で応募された方もいるということではないのですか。

○学務課長 はい。ダブルカウントといえますか、実際、そのような方もいらっしゃると思います。

○教育長 では、この452名というのは延べ人数なのですか。

○学務課長 そういうことになります。

○教育長 それはどこかに書いておいた方がいいのではないですか。

○学務課長 分かりました。

○教育長 それからもう一つの質問は、補欠登録者になった17名の人たちは、ほかの幼稚園の方に、区立でも私立でもいいのですけれども、応募しているということはあるのですか。

○学務課長 実際にいらっしゃいます。空きを待ちながらほかの園に、実際に入園されている。しかし、入園されたとしても近くの幼稚園に行きたいという方もいらっしゃいますので、登録したままずっと行かせているという方もいらっしゃいます。

○教育長 それは何人ぐらいいるのですか。それが知りたいです。

○学務課長 至急、確認させていただきます。

○教育長 要は、どこにも入れなくて待っている、純粹に待っているというのも変ですが、その方がどのぐらいいるのかなというのを知りたいです。では、後程お願いします。

ほかにいかがでしょうか。

○中村委員 3歳児の待機者が随分減ったということなのですから、これは何か原因があるの

でしょうか。

○学務課長 あくまで推定なのですけれども、今回、幼児保育の無償化ということで、保育料が無償化になったという部分が何らかの影響を及ぼしているのかなと考えているところでございます。

○教育指導課長 港南幼稚園が具体的に3学級想定で今まで区として用意していたものが、今回2学級になります。近くに新たな保育園ができた関係でそこは激減をしたというふうに私は捉えているところでございます。しかし、その一方、にじのはし幼稚園は今回4歳児が2学級になる人数となっています。28名ということで、ここで問題になるのが、この28名が確実に入園していただけるのか、また転居等、さまざまな面でいなくなって、また定員の25を割ってしまうのか。学級数が確定しないと教員を採用することはできない。実際、特別区人事・厚生組合の方でやっている採用者の方では、あと残り一桁しかいない。4名ぐらいしか正規で合格者は残っていない。ここで採らないと補欠になってしまう。どこの段階で学級数を確定しながらやるかというところが、私ども教育指導課の方では大きな課題となっています。以上です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○教育企画担当課長 先程、学務課長の方から幼児教育・保育無償化の影響があるやもということでお話がありましたけれども、現状では、私立幼稚園の入園状況であるとか、あと保育園の方も先週1次受付が終わった状況ということで、ちょっと全体像がまだ見えていないというところがございますので、そちらの方についてはまた状況を確認してまいりたいと考えています。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

3 令和元年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について

○教育長 次に「令和元年度第2回港区教育委員会いじめ問題対策会議の報告について」説明をお願いします。

○教育指導課長 報告資料ナンバー3ということで、27ページにわたる膨大な資料になってございます。前半の方が今回の教育委員会のために新たに用意した資料ということで、後半の8ページ以降がこの会議の中で使用した資料をおつけしているところでございます。

では資料の頭に戻りまして、開催日が11月15日（金）ということで、港区役所の5階、511・512会議室で開きました。「出席者」については、読み上げはいたしません。その表のとおりでございます。

議事といたしましては、最初に、いじめに関する現状についてということで、タブレット番号の8ページにあります資料1を使いましてご説明をさせていただきました。この資料は、概ね教育委員会で報告させていただいた資料と同じようなものでご説明をさせていただいているところでございます。いじめの内容についても教育委員会で報告したものと同じでございます。

続きまして、学校で起きたいじめの事例ということで、次の資料2というものを使って事例とし

てお話し差し上げました。具体的に起こっている事例の中から何を教訓として各学校の中で生かしていくかということが大事かなということで、今回につきましては、やはり素早い対応ができたかどうかということが全体に影響するものというふうに捉えているところでございます。

続きまして、各学校でのいじめの対応の状況ということで、東町小学校の羽田野校長と御成門中学校の佐藤太校長の方から、各小学校・中学校におけるいじめについてご報告いただきました。内容については、今は読み上げませんが、そちらに書いてある資料の3ページに書いてあるような例ということで、やはりいじめへの組織的な対応が必要だということと、色々な国のお子さんたちが来ているので、文化の違いというものもやはり配慮していく必要があるなということ。中学生においてはSNSのいじめ関係が見え隠れして非常に難しいところがあるので、そこについての対応を十分に図っていく必要があるなということと、生徒主体のいじめの防止に向けた取り組みということで、昨日も「子どもサミット」の方で、いじめの部会も開いて、子どもたちは一生懸命色々なことを考えています。それをうまくいじめの撲滅というか、少しでもなくなるようなことにつながっていけばというふうに思っております。

続きまして、いじめの重大事態への対応ということで、教育委員会の中でもご協議いただいたものについて、今回はその委員会の中でご意見をいただきました。その中で大きいなと思ったのは、もともと想定として、いじめとは断定できないと判断した場合ということだったのですけれども、「断定できない」と言うと、ちょっと保護者から誤解を招くかもしれないというご指摘を受けまして、今回修正案として、7ページにつけましたように、「いじめと思われてしまった場合」という表現にした方が、教員の方もそういう言葉で使うのがいいのではないかとということで、そういったものについてご意見を踏まえた上で修正したものを7ページにおつけしてございます。あわせて、子ども家庭支援センターの方から「子ども向け啓発パンフレット」「みなと子ども相談ねっと」の状況についてもお載せいただいたところでございます。また、意見交換としてさまざまなことをさせていただいたところです。簡単でございますが、以上が報告となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

これは記載の間違いだと思うのですがすけれども、直しておいてもらいたい。1ページ目の「学校」のところの佐藤校長先生なのだけれども、「区立中学校長副会長代理」になってしまっている。

○教育指導課長 済みません。

○教育長 それから「法律」のところの牧山先生なのだけれども、「学校法律相談弁護士代理」になってしまっている。

○教育指導課長 大変失礼いたしました。修正をさせていただきたいと思っております。

○教育長 いかがでしょうか。

○中村委員 昨日、子どもサミットで、私がいじめの部会の担当で同席させていただきましたので、そのときの報告も含めてなののですがすけれども、先程、教育指導課長も言われましたけれども、中学校と小学校で現状認識が一番違うなと思ったのが、やはりSNSにかかわる現状認識が小学生、中学

生とで違う。やはり中学生はすごく SNS を原因、きっかけとしたいじめが多いというふうに感じている、そして現状認識もあると。だから何か対策をしなければいけないという認識がやはり強くて、小学生は携帯電話を持っている子もまだ少ないというのもあるのでしょうかけれども、やはり小学生ではまだそういう認識がないというのは、昨日、サミットの中でも出ていました。ですけど、それにかかわる議論の中で、SNS を通じた問題点とかそういうところの議論まではいかなかったのですね。ですからそこは私、最後に校長に話をしましたけれども、やはり特に中学生に関してはもともと、携帯電話の使い方ですとか、例えばルールをつくってちゃんと使っているかとか、そういうようなところをもう少し議論してもらいたかったなということを私の感想で言ったのですけれども、そういうようなところはすごくやはり現実としても港区内でも出ているのだなというふうに感じました。報告です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 幼児・児童・生徒の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会観戦について

○教育長 次に「幼児・児童・生徒の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会観戦について」説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは、報告資料ナンバー4ということで「幼児・児童・生徒の東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会観戦について」ということでご報告させていただきます。

1枚めくっていただきまして3ページのところから、そこに書いてあるのが暫定ではございますがオリンピック・パラリンピックに港区の幼稚園、小学校、中学校が行く日程等を記載してございます。会場も載っていますし、競技も載っているところでございます。これはなぜ暫定かといいますと、東京オリンピックのマラソンの日程の変更の関係で、全体像としてはまだ確定できてないところでございます。ですので、この資料についてはまだ保護者等には公表をしていません。ですので、取り扱いについては十分にご配慮いただきたいと思います。

この日程につきましては、各学校の方で都合をちゃんと東京都教育委員会の方に知らせたもの、そして会場については行ける範囲というのを決めておりまして、その範囲の中に全て収まっているところでございます。また、幼稚園ですとか低学年の児童につきましてはやはり屋内、直射日光が当たらないところということで、それも配慮が行き届いているようになってございます。ただ、引率する場合に非常に難しいのが、実際に電車が混んでいる時間帯に行く大変な苦勞がございましてということと、実際に乗れるかどうかですとか、実際、団体券で乗るのか個別にチケットを買わなければならないとか、色々な細かなことが必要です。

また、先日新聞に載っておりましたように、オリンピックの競技会場というのが、テロ対策の関係で、飲み物すら持ち込むときには実際にその場で飲んでから入るとか、細かなチェックが入っています。持ち物検査もある。また、トイレはどこにあるのなど。引率する場合の教員が配慮しない

といけない事項がたくさんございます。それについては今、東京都教育委員会と指導室課長会の代表、それから小学校、中学校、幼稚園、高等学校、特別支援学校のPTA連合会の会長、それと校長会の代表が集まって、どこに課題があるかというのを協議しまして、今整理をしているところでございます。その整理に基づいて、4月以降にきちっとした説明会を開き、できれば実踏も実施したいということで準備をしているところでございます。

あわせて、資料の2番にありますように、競技観戦については引率を伴います。その引率につきましても、ほぼほぼ山へ行くときの引率と同じような形で人数で全て配慮されているところでございます。それに基づいて個別の、例えば車いすのお子さんですとか、色々な発達障害でぼんと飛び出してしまうというような配慮の必要なお子さんですとか、そういったお子さんについても別途観戦チケットもついて引率できるような形に全て配慮されているところでございます。そういう形で現在ここまで来ていますということで、報告をさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問をお願いいたします。

○田谷委員 今、ご説明いただきまして、割り当てられた観戦日ということなのですが、8月中や7月の末以降、これは学校の授業、登校日との関係はどうなのでしょう。

○教育指導課長 これは1月ぐらいに確定するというで聞いておりますので、1月時点で保護者に周知をし、この学年のお子さんたちをここで引率をしますよということにして、小学校の方は授業日として扱っていくということになります。中学校につきましても、授業日にはしないけれども登校日として扱って、授業時数の方に、総合的な学習等、特別活動とかの授業時間の方にカウントしていくということで今、校長会とも調整を進めているところでございます。

○教育長 よろしいですか。

○田谷委員 もう一ついいですか。観戦する競技の内容なのですが、室内競技だから園児のことを考えてというのですが、幼稚園生がパワーリフティングなんて見て分かるのですか。

○教育指導課長 引率する前に、きちっと、子どもたちに重たい物を持ち上げるすごさとか、そういうのを感じさせておいて連れていくことによって、「わー、すごい」という歓声が上がるので、そこはこれからの教育内容で補っていきたいと考えているところでございます。

○田谷委員 唯一これが一番一般的ではないような気がするのですが、価値観をよく分かってもらえるように、そういう事前の何かそういうような指導をよろしくお願したいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

これは基本的に、幼稚園も小学校も中学校もそうなのだけれども、希望したものがなっているということですよ。

○教育指導課長 はい。

○教育長 パラリンピック系の観戦が多いので、オリ・パラ教育が活かされているのかなとちょっと思います。

ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

5 令和2年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について

○**教育長** 次に「令和2年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について」説明をお願いします。

○**教育指導課長** では報告資料ナンバー5ということで、来年度の入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜日授業の実施についてご報告させていただきます。

1月になりますと、来年度の教育課程の編成を開始いたします。この日程につきましては、議会等々、さまざまな関係団体との調整が必要なので、前もって決める必要があるということになります。読み上げはしませんが、入園式・入学式、それから修了式・卒業式の日程は表のとおりになってございます。

土曜日の授業につきましては年間を通じて10回以上、この日の中で実施するように、この日を定めているのは同じ学区域の子どもたちが同じ日に授業になるようにというのを配慮するために、このように調整しています。現段階で土曜日を抜いて203日程度の授業日数を確保しているところでございます。それプラス土曜日の実施を加えていくということになります。土曜日の実施の数につきましては、先般から始まっております働き方改革の中で、授業時数が十分足りていれば全部の日程をやる必要はないということでやってございますので、そこは各学校が判断をしながら、また、午後に授業をそのまま引き続き、午前午後と1日やる場合も想定できますので、そういったことについては各学校の校長の裁量権の中でやらせていただくことになってございます。

報告は以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明に対してご質問をお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

○**教育長** 学務課長、先程の件はどうですか。

○**学務課長** 先程「令和2年度港区立幼稚園園児募集結果について」ご報告をさせていただきました。その中で、補欠登録者数についてのお尋ねがございました。補欠登録者17名のうち3歳児が12名おりますが、その12名のうち3名については、他の区立幼稚園の3歳児に入園を予定してございます。他園に在籍しながら補欠登録者の空きを待つということになります。他の9名の今後の動向につきましては現時点では不明でございます。

また、4歳児ですけれども、17名のうち5名いらっしゃいます。5名のうち4名については、もう既に他の区立幼稚園の3歳児クラスに在籍している方です。残りの1名の方についても、他の区立幼稚園の3歳児クラスに入園予定ということで、他園に在籍しながら補欠登録の空きを待つという状況になってございます。

以上です。

○教育長 本日の予定は全て終了しましたが、委員または説明員からそのほか何かありますでしょうか。

○学務課長 申し訳ございません、もう一点なのですけれども、先程、審議事項として上がりました通級指導学級の新規開設について、これはご質問いただいた点が漏れておりました。難聴学級新設に関して東京都による何か正式な文書が出るのかどうかというお話です。

今、確認をしましたところ、港区から11月14日付で特別支援学級の新設に関する書類を提出してございます。その届け出を受けて、12月18日にあるヒアリングの結果で、確定が出るというお話ですので、正式文書としては東京都から出るものはないというふうに聞いてございます。区は、校内の配置図、予定された授業に関すること、通学区域の地図、施設台帳の写し等を都へ提出しているものでございます。

○教育長 そうすると、12月18日に決定ということでしょうか。

○学務課長 はい、そういった方向で動いております。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

なければ、これをもちまして閉会といたします。

次回は、臨時会を12月24日午前10時から開催の予定です。よろしく申し上げます。お疲れさまでした。

「閉会」

(午前11時00分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青木 康平

港区教育委員会委員 中村 博